



# 成年後見制度に 関する問合せ先に ついて

# 県内市町の成年後見制度の中核機関

長崎市権利擁護・成年後見支援センター	095-829-1146	雲仙市社会福祉協議会	0957-37-2855
佐世保市社会福祉協議会	0956-22-1020	南島原成年後見センター	0957-65-2887
島原市社会福祉協議会	0957-63-3855	長与町社会福祉協議会	095-801-5080
諫早市	未設置	時津町地域包括支援センター	095-813-2530
大村市成年後見支援センター	0957-47-8130	東彼杵町	未設置
平戸市役所 福祉課	0950-22-9130	川棚町	未設置
松浦市地域包括支援センター	0956-72-1111	波佐見町	未設置
権利擁護センターつしま	0920-58-0071	小値賀町	未設置
後見センター壱岐	0920-45-0048	佐々町多世代包括支援センター	0956-62-6122
五島市	未設置	成年後見制度利用促進 権利擁護センター（新上五島町）	0959-53-1121
西海市役所 福祉課	0959-37-0069		

※ 中核機関とは、地域連携ネットワークの中心となり、権利擁護支援を必要とする市民に対して迅速かつ適切な支援を提供するための機関です。お住まいの市町に未設置の場合は、地域包括支援センター又は社会福祉協議会にお問合せください。



あなたにできる支援を  
考えるみなさまへ

## 市民後見人候補者養成研修

を受講し、知識を深めて  
みませんか？

市民後見人とは、弁護士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町等の研修を修了し、必要な知識や技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。市町等の支援をうながら後見業務を適正に担います。

現在、県内では18の市町が市民後見人候補者の育成・活動支援に取り組んでいます。養成研修への受講を希望される方は、お住まいの成年後見制度に関する中核機関か、長崎県権利擁護センター（長崎県社会福祉協議会内 095-846-8807）へお問合せください。